

## 身体的拘束等の適正化の推進について

平成 30 年度介護保険制度改正による基準省令等の改正により、居住系及び施設系サービスで、身体的拘束等の適正化を図るための措置として、指針の整備などを義務づけられました。

また、身体拘束廃止未実施減算については、減算率の見直しや居住系サービスにおいて新設されているので、ご注意ください。

### 【改正後追加された基準】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

### 1. 身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会について

身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会の構成メンバーは事業所の管理者及び従業者のほか、第3者や専門家をいれた構成が望ましい。また、運営推進会議と一体的に設置・運営しても差し支えありません。

### 2. 委員会の結果の周知徹底等の具体例について

- ① 身体的拘束等について報告するための様式の整備。
- ② 身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、①の様式に従い、身体的拘束等について報告。
- ③ 委員会において、②の事例を集計し、分析。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適正性と適正化策を検討。
- ⑤ 報告された事例、分析結果を従業者に周知徹底。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価

### 3. 指針にも盛り込む項目

- ① 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会等の組織に関する事項
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他必要な事項

### 4. 研修の定期的な実施について

- ① 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催
- ② 新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施
- ③ 研修の実施内容についての記録

### 5. 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束実施の際の記録及び上記の基準に沿った運営を行っていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数から 10%減算となります。